

令和6年度目黒区立住区会議室指定管理者運営評価結果について

目黒区立住区会議室指定管理者の令和6年度運営評価結果の総括評価を報告する。

1 施設名及び指定管理者

番号	施設の名称	指定する団体	備 考
1	目黒区立駒場住区会議室	アクティオ株式会社	Aグループ
2	目黒区立菅刈住区会議室	菅刈住区住民会議	
3	目黒区立東山住区会議室	東山住区住民会議	
4	目黒区立烏森住区会議室	アクティオ株式会社	Aグループ
5	目黒区立中目黒住区会議室	〃	Bグループ
6	目黒区立田道住区会議室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	Cグループ
7	目黒区立田道住区三田分室住区会議室	〃	Cグループ
8	目黒区立下目黒住区会議室	アクティオ株式会社	Bグループ
9	目黒区立不動住区会議室	〃	Bグループ
10	目黒区立上目黒住区会議室	〃	Dグループ
11	目黒区立油面住区会議室	油面住区住民会議	
12	目黒区立五本木住区会議室	アクティオ株式会社	Dグループ
13	目黒区立鷹番住区会議室	鷹番住区住民会議	
14	目黒区立月光原住区会議室	月光原住区住民会議	
15	目黒区立向原住区会議室	向原住区住民会議	
16	目黒区立碑住区会議室	碑住区住民会議	
17	目黒区立原町住区会議室	原町住区住民会議	
18	目黒区立大岡山東住区会議室	大岡山東住区住民会議	
19	目黒区立大岡山西住区会議室	大岡山西住区住民会議	
20	目黒区立中根住区会議室	中根住区住民会議	
21	目黒区立自由が丘住区会議室	自由が丘住区住民会議	
22	目黒区立自由が丘住区宮前分室住区会議室	〃	
23	目黒区立八雲住区会議室	八雲住区住民会議	
24	目黒区立東根住区会議室	東根住区住民会議	

2 指定期間及び運営評価の対象期間

指定期間 平成6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

評価対象期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 運営評価の方法

「目黒区立住区会議室指定管理者運営評価委員会設置要綱」に基づき設置された目黒区立住区会議室指定管理者運営評価委員会（別表）において、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケートの結果、地区サービス事務所が行った事前評価等をあらかじめ定めた基準に基づき評価を行った。

4 評価基準

評 価 項 目			配点等
Ⅰ サービスの実施に関する事項			40 (A B C)
	1	施設の適正な管理運営がされていたか。	15 (A B C)
	2	施設利用の利便性向上への取り組みがされていたか。	10 (A B C)
	3	利用者の満足度向上への取り組みがされていたか。	10 (A B C)
	4	従事者の技術や接遇を向上させる体制がとれていたか。	5 (A B C)
Ⅱ 経営能力に関する事項			60 (A B C)
	1	良好な施設・設備の維持への取り組みがされていたか。	15 (A B C)
	2	危機管理・安全対策への取り組みがされていたか。	20 (A B C)
	3	適正な執行体制の確保及び法令等の遵守がされていたか。	10 (A B C)
	4	情報管理の取り組みがされていたか。	10 (A B C)
	5	管理運営の効率化が図られていたか。	5 (A B C)
Ⅲ 施設の効用を高める事項			15 (+)

5 各住区会議室の施設運営に係る区の歳入・歳出決算額の推移

別添資料 1 「住区会議室歳入・歳出決算額の推移」のとおり

6 住区会議室別評価結果

(1) 住区住民会議による指定管理の総括表

施 設 名	項目別評価		施設の効用を高める事項	評価委員会による総括評価
	Ⅰ サービスの実施に関する事項	Ⅱ 経営能力に関する事項		
菅刈住区会議室	A	A		A
東山住区会議室	A	B		A
油面住区会議室	A	B		A
鷹番住区会議室	A	B		A
月光原住区会議室	B	B		B
向原住区会議室	B	B		B
碑住区会議室	B	B	+	B+
原町住区会議室	B	B		B
大岡山東住区会議室	A	B		A
大岡山西住区会議室	B	B		B
中根住区会議室	B	B	+	B+
自由が丘住区会議室	B	B	+	B+

自由が丘住区宮前分室会議室	B	B		B
八雲住区会議室	A	B		A
東根住区会議室	A	B	+	A+

※住区会議室はコミュニティ活動の拠点を地域コミュニティ団体が指定管理者として運営していることから点数により細かい優劣をつけず、地域特性に応じて適切な運営を行っているかを評価するためにABC評価としている。

※評価区分

A+：求める水準を超えており、施設活用等において特徴的な取組を行っている。

A：求める水準を超えている。

B+：求める水準に達しており、施設活用等において特徴的な取組を行っている。

B：求める水準に達している。

C：求める水準を下回っている。

<参考>

- ・項目別評価
 - A：求める水準を超えている。
 - B：求める水準に達している。
 - C：求める水準を下回っている。
- ・基準外評価
 - ＋：施設の効用を高める取組が認められる。

(2) 民間事業者による指定管理の総括表

評価項目 施設名【グループ】	項目別評価		施設の効用を高める事項	評価委員会による総括評価 (100点換算)
	I サービスの実施に関する事項	II 経営能力に関する事項		
駒場・烏森 住区会議室【A】	26	37	9	72 (63)
中目黒・下目黒・不動 住区会議室【B】	25	37	10	72 (63)
田道（三田分室） 住区会議室【C】	29	40	12	81 (71)
上目黒・五本木 住区会議室【D】	25	35	10	70 (61)

※評価区分

80点以上：十分水準を超えている

80点未満 70点以上：水準を超えている

70点未満 60点以上：水準に達している

60点未満 50点以上：水準に達していない

50点未満：水準をかなり下回っている

(3) 評価結果概要

ア サービスの実施に関する事項

住区会議室を活用して地域で活動する団体や個人の交流を図るよう、各住区住民会議は、これまでの経験やノウハウを十分に活かして指定管理業務を履行している。

民間事業者においても各社で蓄積しているノウハウを活かすことで、特に接遇面で利用者から高評価を得ている。

併設する児童館等の職員や所管する地区サービス事務所の職員を交えた会合を定期的に実施する住区もあるなど、引き続き関係機関との連携体制は整っている。利用者対応については、苦情件数も少なく、利用者懇談会を定期的に開催して利用者意見を直接聞く機会を設ける住区もあるなど各々の工夫が見られる。

受付の対応や処理の迅速性など、利用者アンケートの結果も良好であり、日々の接遇面でも問題のない水準である。

イ 経営能力に関する事項

管理業務に必要な人員は適正に配置されており、円滑な運営が図られている。指定管理経費は人件費が多くを占めるところであるが、一定の水準で推移しており適正に執行している。

施設の安全管理に関しては、安全点検マニュアル等を作成し、施設周辺の見回りや日常施設点検を行うとともに、創意工夫しながら施設特性に応じた危機管理、安全対策を講じている。

ウ 施設の効用を高める事項

住区センターで行われる館まつりや数々の恒例行事を開催するなど、地域の結びつきや住区行事の伝統が途切れぬよう、危機感を持って地域のコミュニティ形成・維持に施設面でサポートするとともに、フードドライブなど新たな事業を行い、コミュニティの活性化に一役買っている。

民間事業者においても、さまざまなイベントを自主事業として実施し、新規利用者の開拓に努めるとともに、施設を介して地域の交流や活性化に寄与した。

エ 総括評価

以上から総合的に判断して、各指定管理者による施設の管理に関する業務は、区の求める水準に達していると評価した。

また、施設を有効に活用してコミュニティの活性化を図ることについては、多くの住区において努力が見られるが、更なる取組を期待する住区も見受けられる。

(4) 各住区会議室指定管理者運営評価結果

別添資料2「目黒区立住区会議室指定管理者運営評価結果一覧」のとおり

(別 表)

目黒区立住区会議室指定管理者運営評価委員会構成

職	職 名	氏 名	備 考
委員長	区民生活部長	田 中 健 二	
副委員長	産業経済部長	佐 藤 智 彦	
委員	外部委員（東京科学大学準教授）	木 倉 宏 成	学識経験者
委員	外部委員（目黒保護司会副会長）	山 本 弘 美	区民
委員	外部委員（西部第2地区民生児童委員協議会前会長）	小 林 雅 子	区民
アドバイザー	中小企業診断士	奥 村 宏 明	

以 上